

1 議案名

情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程及び徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部を改正する訓令について

2 制定理由

個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体における個人情報保護制度が同法により規律されることとなったことに伴い、関係訓令について所要の整理を行う必要がある。

教育政策課

情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程及び 徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部改正について

教育政策課

1 個人情報の保護に関する法律の一部改正等

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護に関する法制度の見直しが行われ、個人情報保護に関する3つの法律が統合された（令和4年4月施行）。

地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）により規律されることとなった（令和5年4月施行）ことに伴い、令和4年11月議会において、法と重複する現行の徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）を廃止するとともに、法の施行に関し必要な事項を定める条例として個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）が制定された（令和5年4月施行）。

2 訓令改正の理由

1のとおり法の一部が改正され、地方公共団体における個人情報保護制度が法により規律されることとなったことに伴い、関係訓令について所要の整理を行う必要がある。

3 訓令改正の概要

次に掲げる教育委員会訓令において引用している「徳島県個人情報保護条例」の規定を「法」の規定の引用に改める等の改正を行う。

- (1) 情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程（平成元年徳島県教育委員会訓令第2号）
- (2) 徳島県教育情報ネットワーク運営規程（平成18年徳島県教育委員会訓令第8号）

4 施行期日（等）

令和5年4月1日

条例等立案表

<p>題名 情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程及び徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p> <p>担当者名 近藤 渚</p> <p>電話番号 三二〇八</p>
<p>制定理由 個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体における個人情報保護制度が同法により規律されることとなったことに伴い、関係訓令について所要の整理を行う必要がある。</p>	<p>あらまし 一 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、次に掲げる訓令について所要の整理を行うこととした。 1 情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程 2 徳島県教育情報ネットワーク運営規程 二 この訓令は、令和五年四月一日から施行することとした。</p>
<p>予算上の措置 関係法規 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号） 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号） 個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則（令和五年徳島県教育委員会規則第●●号） 個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第●●号）</p>	<p>法令審査会 要 ・ 否</p>

情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程及び徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程及び徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部を改正する訓令

(情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程の一部改正)

第一条 情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程(平成元年徳島県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

本則の第三号中「徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に改め、同号1中「第二十条」を「第八十二条」に、「決定等」を「措置」に改め、同号2中「第二十五条」を「第八十七条」に改め、同号3中「第三十一条」を「第九十三条」に、「決定等」を「措置」に改め、同号4中「第三十八条」を「第一百一条」に、「決定等」を「措置」に改め、本則の第四号中「徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則(平成十四年徳島県教育委員会規則第十六号)」を「個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則(令和五年徳島県教育委員会規則第●●号)」に、「徳島県個人情報保護条例施行規則(平成十四年徳島県規則第七十八号) 第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律施行細則(令和五年徳島県規則第●●号) 第九条第二項」に改める。

(徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部改正)

第二条 徳島県教育情報ネットワーク運営規程(平成十八年徳島県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「教職員は」を「教職員は、」に、「徳島県個人情報保護条例(平成十四年七月二十九日徳島県条例第四十三号)」を「、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)その他の関係法令等」に、「努め」を「努め、」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

1 情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程（平成元年徳島県教育委員会訓令第二号）
新旧対照表（第一条関係）

改 正 案	<p>徳島県教育委員会事務局の課（室及び課内室を含む。以下同じ。）の長、教育機関の長及び徳島県立学校（以下「県立学校」という。）の長は、それぞれ当該課、教育機関及び県立学校の所掌に係る情報公開及び個人情報保護に関する事項に関し、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に関する次のこと。</p> <p>1 第八十二条の規定による開示請求に対する措置</p> <p>2 第八十七条の規定による保有個人情報の開示の実施</p> <p>3 第九十三条の規定による訂正請求に対する措置</p> <p>4 第一百一条の規定による利用停止請求に対する措置</p> <p>四 個人情報保護に関する法律の施行に関する規則（令和五年徳島県教育委員会規則第●●号）によりその例によるものとされた個人情報保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第●●号）第九條第二項の規定による保有個人情報の閲覧の中止等</p>	現 行	<p>徳島県教育委員会事務局の課（室及び課内室を含む。以下同じ。）の長、教育機関の長及び徳島県立学校（以下「県立学校」という。）の長は、それぞれ当該課、教育機関及び県立学校の所掌に係る情報公開及び個人情報保護に関する事項に関し、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）に関する次のこと。</p> <p>1 第二十条の規定による開示請求に対する決定等</p> <p>2 第二十五条の規定による保有個人情報の開示の実施</p> <p>3 第三十一条の規定による訂正請求に対する決定等</p> <p>4 第三十八条の規定による利用停止請求に対する決定等</p> <p>四 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（平成十四年徳島県教育委員会規則第十六号）によりその例によるものとされた徳島県個人情報保護条例施行規則（平成十四年徳島県規則第七十八号）第十條第二項の規定による保有個人情報の閲覧の中止等</p>
-------	--	-----	---

2 徳島県教育情報ネットワーク運営規程（平成十八年徳島県教育委員会訓令第八号） 新旧対照表（第二条関係）

改 正 案	<p>（データの保護）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 教職員は、教育情報ネットワークの利用に関し個人及び法人その他の団体に關するデータを取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他の関係法令等を遵守し、常に適正な管理に努め、当該個人及び法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することがないよう留意しなければならない。</p>	現 行	<p>（データの保護）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 教職員は、教育情報ネットワークの利用に関し個人及び法人その他の団体に關するデータを取り扱う場合には、徳島県個人情報保護条例（平成十四年七月二十九日徳島県条例第四十三号）を遵守し、常に適正な管理に努め、当該個人及び法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することがないよう留意しなければならない。</p>
-------	---	-----	--